

社会保険ひま

第8号

- 社会保険手続きは、電子申請をご利用ください
- 電子申請をご利用いただく方が増加しています
- 電子申請の方法をご紹介します
- マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!
- 協会けんぽの令和3年度の保険料率は令和3年3月分（4月納付分）から変更されます
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ

4
2021
令和3年



世羅高原農場

 **日本年金機構からのお知らせ**

社会保険手続きは、電子申請をご利用ください

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

< 電子申請のメリット >

時間や場所にとらわれない！

▶ 24時間365日いつでもどこでも申請可能です。

コスト節約！

▶ **GビズID**を使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

スピーディ！

▶ 電子申請なら、紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
 (例) 保険者証は、紙で申請されるより電子申請の方が3~4日早く届きます。

電子申請について (日本年金機構ホームページ)



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

GビズIDについて



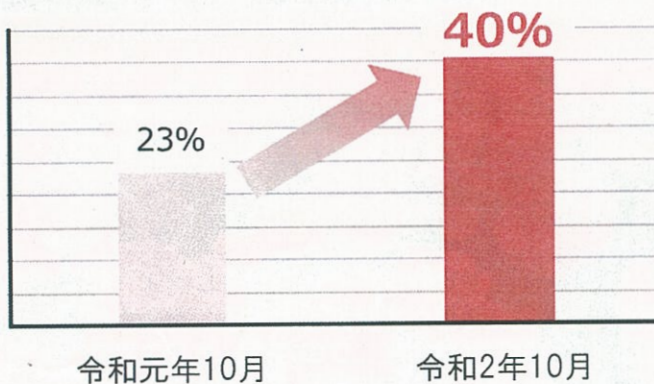
<https://gbiz-id.go.jp>

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする「電子申請相談チャット」を開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

電子申請をご利用いただく方が増加しています

< 電子申請の利用割合 >

電子申請の利用割合は、令和元年度の同時期と比べて17ポイント増加し、**40%**になっています。



主要7届※における電子申請の実施率

- ※ 資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、賞与支払届、月額変更届、扶養異動届、国民年金第3号届

< お客様の声 >

電子申請をご利用いただいている事業所様からは、ご好評をいただいております。

資格取得時等の保険証の発行が、**すごく早くなった。**
 申請までもスムーズに行えるようになり、
郵送代のコストも軽減できた。

(運送業)

GビズIDの取得に費用がかからず、**手続方法も日本年金機構のホームページで確認でき、分かりやすかった。**

(機械器具製造業)

窓口に出向く必要がなくなり、
新型コロナウイルス対策にも良いと思う。

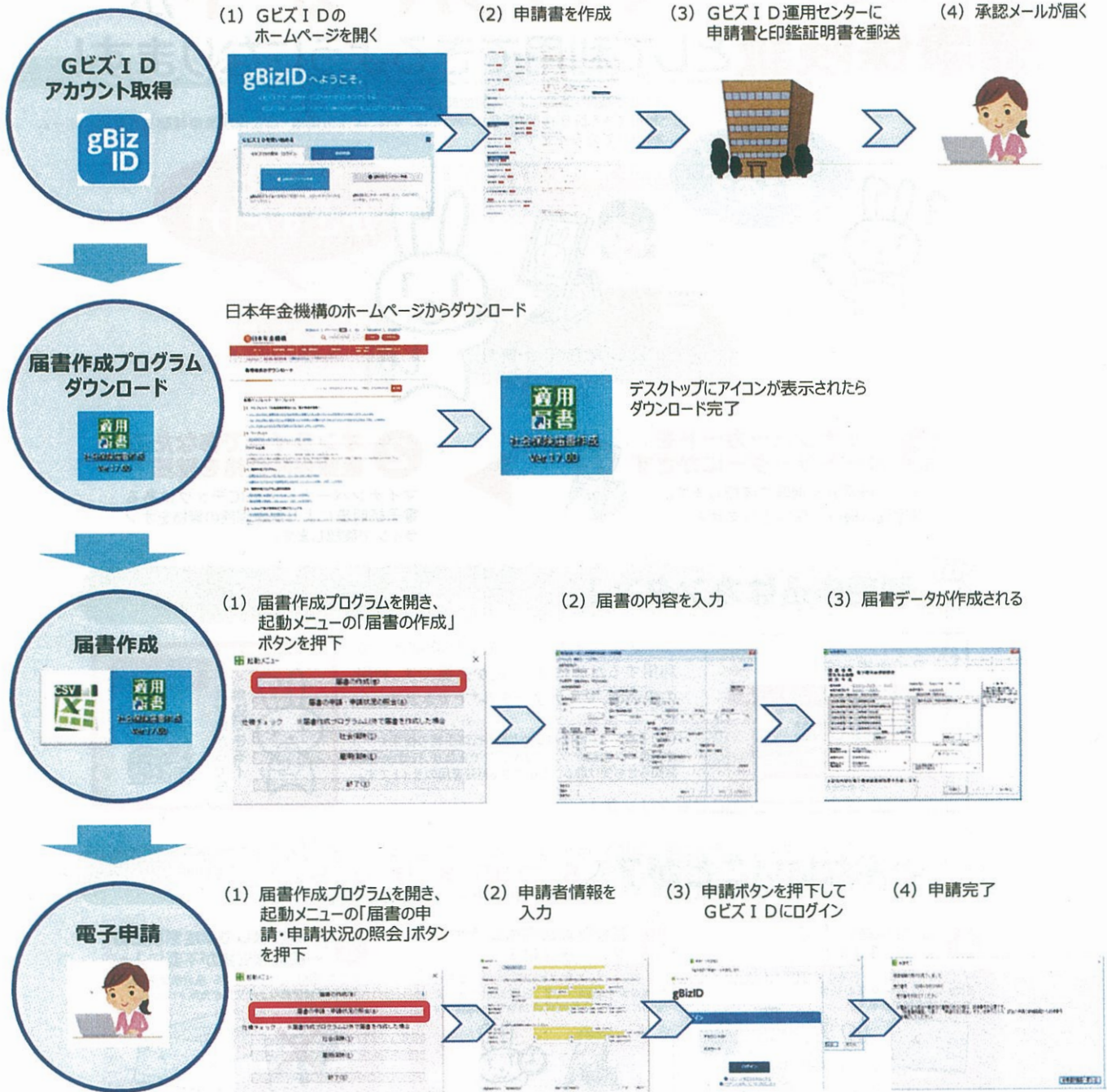
(社会福祉業)



日本年金機構からのお知らせ

電子申請の方法をご紹介します

＜G Biz IDを利用した電子申請の流れ＞



～ お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちら ～

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

☎ 0570-007-123（ナビダイヤル）⇒「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6837-2913 ⇒「2番」をお選びください

＜受付時間＞

月～金曜日 … 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 … 午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

全国健康保険協会からののお知らせ
協会けんぽ

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

**2021年3月 から マイナンバーカードが
健康保険証として利用できるようになります!**

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



**1 マイナンバーカードを
カードリーダーにかざす**

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



**2 オンラインであなたの
医療保険資格を確認!**

マイナンバーカードのICチップにある
電子証明書により医療保険の資格をオン
ラインで確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップでできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック!



どんないいことが? 6つのメリット

**POINT1 健康保険証として
ずっと使える!**
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

**POINT2 医療保険の資格確認が
スピーディに!**
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。

**POINT3 手続きなしで限度額以上の
一時的な支払が不要に!**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!
マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時
期が異なります。
本人が同意をすれば、初めての
医療機関等でも、今までに
使った薬剤情報や特定健診情
報が医師等と共有できます。

**POINT5 医療保険の
事務コストの削減!**
医療保険の請求誤りや未取金が減少するなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。

**POINT6 マイナンバーカードで
医療費控除も便利に!**
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。

健康保険証利用申込のお問い合わせ **マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

全国健康保険協会からのお知らせ

協会けんぽ

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



～協会けんぽ広島支部の加入者・事業主の皆さまへ～

協会けんぽの令和3年度の保険料率は
令和3年3月分(4月納付分)
から変更されます



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

健康保険料率

給与・賞与の10.01% 令和3年2月分(3月納付分)まで → 給与・賞与の10.04% 令和3年3月分(4月納付分)から

◆健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されているため、都道府県ごとに異なります。広島支部の医療費の伸びが全国平均の伸びを上回ったことが、健康保険料率変更の主な要因です。

介護保険料率

給与・賞与の1.79% 令和3年2月分(3月納付分)まで → 給与・賞与の1.80% 令和3年3月分(4月納付分)から

◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

<協会けんぽの財政状況について>

協会の財政状況は、加入事業所の8割が中小零細企業であることから、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい脆弱な構造にあります。また、医療費(支出)の伸びが賃金(収入)の伸びを上回る赤字構造であることに加えて、高齢者医療への拠出金が今後も増大することも踏まえると、財政状況はさらに厳しくなります。このことから、協会では、中長期的な観点から保険料率を設定することとしています。

事業主・加入者の皆さまの取組が、保険料率の決定に大きく影響します！

健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用などにより、医療費の上昇を抑制することができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

■ 『健康診断・保健指導』を受けましょう

加入者の方に健康診断や保健指導を受けていただくことにより、ご自身の疾病予防や早期発見、生活習慣の改善につながり、さらに将来的な医療費の抑制効果が期待できます。

■ 『ジェネリック医薬品』をご利用ください

ジェネリック(後発)医薬品とは新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。ジェネリック医薬品を使用した場合、お薬代の自己負担軽減と医療費の抑制につながります。

■ 『健康経営』の推進をお願いします(『ひろしま企業健康宣言』の参加事業所募集)

協会けんぽ広島支部では、健康経営の推進や加入者の皆様の健康増進に向け、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーされた事業所を積極的にサポートし、一緒に健康づくりを進めています。継続的な健康づくりの実施に向け、未宣言の事業所におかれましては、是非エントリーをお願いします。

◆ 皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます ◆

《お問合せ先》 全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ
TEL: 082-568-1014 (平日8:30~17:15)
FAX: 082-568-1130

 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ



広島県社会保険労務士会

2021年4月1日 スタート 高年齢者雇用安定法が改正されます。(高年齢者就業確保措置)

規定準備はすすんでいますか？

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年廃止
- ③70歳までの継続雇用制度の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※以上の①～⑥のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講ずるよう努める必要があります。（努力義務）

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください

ねんきんのご相談・手続きは 街角の年金相談センター予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

《予約受付時間》 毎週月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15 **0570-05-4890**

- ◎予約の相談希望日の1か月前から前日まで受付しております。
- ◎ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。
- ◎お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

街角の年金相談センター広島 広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F
街角の年金相談センター福山 福山市東桜町1-21エストパルク6F

社会保険協会からのお知らせ

当協会では、令和3年度も社会保険制度を正しく理解していただくために、広報紙の発行、ホームページの充実、参考図書配布、また制度や事務に関する講習会等を実施します。

4月は、年度のスタートなので、当会事業の様々なご案内をお送りしています。

その中で会員特典として、講座・セミナーを開催いたします。

コロナ禍の中ではありますが、本年度は感染防止対策を施しながら、会場での開催を予定しています。講師と直接お顔を合わせ、内容がより伝わりやすく理解し易い講座・セミナーとなります。

なお、会場は密にならないよう募集人員を絞り、さらに、広島会場の社会保険事務担当者養成講座は、これまでより広い会場に変更しています。

ご参加の皆様には、マスク着用・消毒・検温のご協力をお願いします。

また、10月に開催を予定しています年金ライフプランセミナーについては、8月の広報紙「社会保険ひろしま」をお届けする際に詳しい内容とお申込のご案内をさせていただきますので、楽しみにお待ちください。